

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年7月14日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「市町村が策定する『ごみ処理基本計画』の対象区域に米軍施設（キャンプ瑞慶覧）を含めているにもかかわらず、廃棄物処理法第6条第1項の規定に従って『米軍ごみ』に対する収集運搬計画を策定していない北中城村において、県が、同法第6条の2第1項及び第2項の規定に従って『米軍ごみ』の適正な収集運搬が行われていると判断している法的根拠が分かる公文書（県と北中城村との会議録、県に対する北中城村の事務連絡、北中城村に対する県の事務連絡等）」の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月6日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年12月17日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づいて「米軍ごみ」に対する収集運搬計画を策定していない北中城村において、県が廃棄物処理法第7条第5項第2号の規定に基づいて北中城村の村長が許可を与えている民間業者がキャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の収集運搬を行っているとは判断しているため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

県は本件請求に該当する公文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

廃棄物処理法第4条第1項により、一般廃棄物の処理に関する事業は市町村の自治事務となっている。

北中城村において、同法第6条の2第1項及び第2項の規定に従って米軍ごみの適正な収集運搬が行われているか否かを判断するのは北中城村長であることから、県はその法的根拠が分かる公文書を作成又は取得していない。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

- (1) 都道府県は環境省から市町村に対して同省が作成している「ごみ処理基本計画策定指針」に対する周知の徹底と必要な指導等を行うことを要請されている。しかし、県は中城村・北中城村エリアが平成28年度に「ごみ処理基本計画」を改変した時に「ごみ処理基本計画策定指針」に即して必要な指導等を行っていなかった。また、県は中城村北中城村清掃事務組合が平成29年12月に「米軍ごみ」の処理に着手した時も中城村・北中城村エリアに対して「ごみ処理基本計画策定指針」に即して必要な指導等を行っていなかった。
- (2) 都道府県の第一号法定受託事務として浦添市と中城村と北中城村との「ごみ処理の広域化」に対して環境省の「循環型社会形成推進交付金」を交付するための事務処理を行っている県は、県の責任において中城村・北中城村エリアにおいて現に行われている一般廃棄物（「米軍ごみ」を含む。）の処理事業が法令違反のない適正な事業であることを確認しておかなければならず、開示を求めている公文書を県が保有していない場合は、知事の責任において速やかに作成又は取得しなければならない。
- (3) 県は、県が定める「廃棄物処理計画」は、県の計画と市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」が一体となって取り組むための計画としている。このため、県は「一般廃棄物処理計画」の内容を十分に把握していなければならない。
- (4) 県は県の計画において、「米軍基地の廃棄物対策」を主要施策の一つとしている。または、県環境部環境整備課一般廃棄物班は、「米軍基地関係一般廃棄物に関すること」を所掌事務にしている。したがって、開示を求めている公文書を県が保有していない場合は、県は不適正な事務処理を行っていることになる。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

廃棄物処理法第4条第1項では、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物処理に関する事業の実施に当たって能

率的な運営に努めなければならないこと等、市町村の責務を定めている。また、同法第6条では、市町村は一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされ、第6条の2第1項は、市町村の同計画に従った一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、第2項は、市町村が行うべき一般廃棄物の処理に関する基準の定めについて規定している。

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は同法第7条により、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可が必要とされている。

これらの規定から、一般廃棄物処理計画の策定並びに一般廃棄物の収集、運搬及び処分が市町村の自治事務であることを踏まえて、審査会において、実施機関に対し本件請求に係る公文書の保有の有無について確認した。

実施機関の説明によると、一般廃棄物処理は市町村の責務における自治事務となっており、県がこれらの事務に対して適正であるか適正でないかという判断は行っておらず、市町村の判断の下に一般廃棄物処理業の事務が行われているため、「米軍ごみ」の収集運搬が行われていると判断している法的根拠が分かる公文書は保有していないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月20日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和4年9月30日	審議（第338回）
令和4年11月2日	審議（第339回）